

## 議第175号

## 滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更につき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり琵琶湖大橋有料道路事業を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

## 1 路線名および工事の区間

## (1) 路線名

国道477号、県道守山栗東線

## (2) 工事の区間

滋賀県栗東市林から滋賀県大津市真野普門二丁目まで

## (3) 延長

15.4キロメートル

(うち変更に係る工事の延長 4.2キロメートル)

## 2 工事予算

変更前

43,280,000,000円

変更後

49,280,000,000円

(変更増 6,000,000,000円)

## 3 変更増に係る工事の着手および完成の予定年月日

着手年月日 平成28年3月1日

完成予定年月日 変更前 変更後

令和11年3月30日 令和16年9月30日

## 4 料金の徴収期間

変更前

供用開始の日（昭和39年9月28日）

から令和11年8月4日まで

変更後

供用開始の日（昭和39年9月28日）

から令和16年10月22日まで